

ネスレ健康保険組合 2015.8

平成26年度決算報告 5億2900万円の経常赤字となりました

<一般勘定・収支決算状況>

保険料による収入は、年間平均の被保険者数、平均標準報酬月額ともにやや増加したことにより、前年度に比べ200万円増の8億4100万円となりました。別途積立金からの繰入金7億1700万円等を含め、収入総額は前年度よりも3億800万円増の16億1600万円でした。

一方支出では、保険給付費は前年度よりも2000万円減少しました。納付金は前年度より2億3400万円の大幅増となりました。保健事業費は7900万円を支出し、各種健診などの事業を実施しました。その他、事務費等を加えた支出総額は前年度に比べ2億900万円増の14億900万円となりました。

収入支出差引額は2億737万8千円の黒字でしたが、経常収入支出差引額は5億2912万1千円の赤字となりました。この赤字額は前述の通り、積み上がった別途積立金を調整するために平成24年度より保険料率を引き下げた結果によるものですが、保険給付費が前年度より減少したため、見込んでいた額を下回りました。なお、別途積立金の調整は26年度で終了し、27年度はプライマリーバランス（経常収支の均衡）を鑑み、保険料率の引き上げを行いました。

当組合では、さらなる事業の効率化を図り、安定した運営に努めつつ、みなさまの健康管理をバックアップするための事業を積極的に行ってまいりますので、健康づくりにお役立てください。

平成26年度収入支出決算（介護勘定）

収 入	
科 目	決算額
介護保険収入	1億1646万3千円
繰入金	1300万円
収入合計	1億2946万3千円

支 出	
科 目	決算額
介護納付金	1億2487万6千円
支出合計	1億2487万6千円

収入・支出差引額 458万7千円

決算の基礎数値

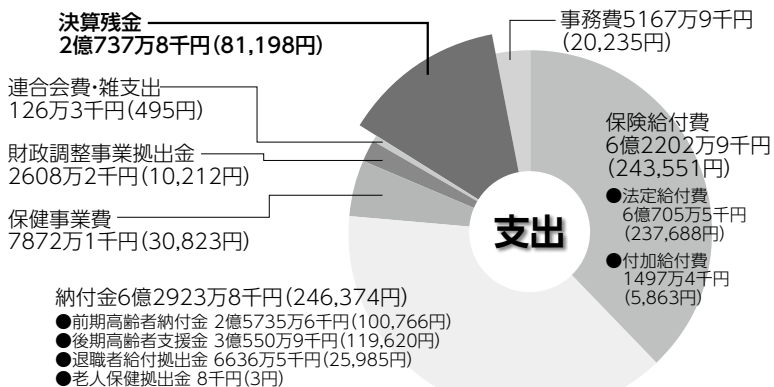
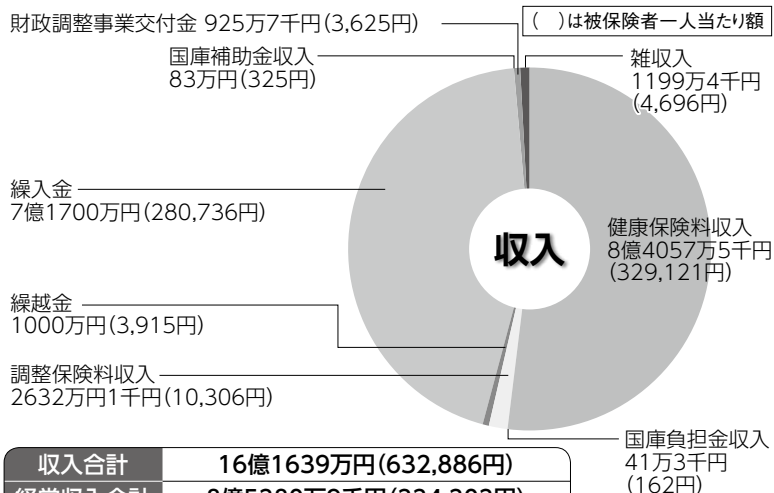
一般勘定

被保険者数	男	1,841人
	女	713人
	計	2,554人
被扶養者数		2,743人
平均標準報酬月額		400,742円
保険料率	事業主	24.735/1000
	被保険者	24.735/1000
調整保険料率	事業主	0.765/1000
	被保険者	0.765/1000

介護勘定

第2号被保険者数		2,079人
第2号被保険者たる被保険者数		1,320人
平均標準報酬月額		485,276円
保険料率	事業主	5.4/1000
	被保険者	5.4/1000

平成26年度収入支出決算（一般勘定）



収入・支出差引額 2億737万8千円 経常収入・支出差引額▲5億2912万1千円

健診は、健康管理の基本です！

平成27年度から「データヘルス計画」が始まっていますが、みなさんにとって年に一度の健診受診が健康管理の基本であることは変わりません。

平均寿命の延びた現代では、生活習慣病にかかるリスクが増加しており、早期にその芽を発見し、改善することが健康寿命を延ばすことにつながります。改善が早ければ早いほど、生活習慣を立て直すための労力は小さいものです。生活習慣病は早期には自覚症状がほとんどありません。そのため、健診を受けて自分の体の状態を数値で把握し、悪化した際はすぐに対応できるようにしておくことが必要なのです。

データヘルス計画は、みなさんの医療費データと特定健診データを基に保健事業のPDCAサイクルを回していきます。みなさん自身の健康管理のためにも、より効果的・効率的な事業推進につながるデータ蓄積のためにも、年に一度の健診を受けるようにしてください。

健診を受けていない人

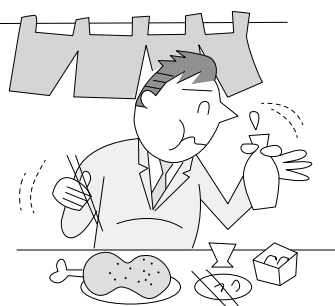


再検査・要受診の健診結果をもらっても受診しない人

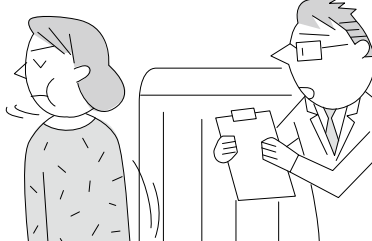


たとえば、健保組合に集まるデータから、こんなことがわかります

年々健診結果が悪化している人



病院に通ってはいるが、あまり効果のみられない人



健診を受けていない人はもちろん、
受けているのに改善につがっていない人たちも心配です。

データヘルス計画では、このような人たちに積極的に働きかけを行っていきますが、一人ひとりの健康意識の向上も大切です。年に一度の健診は、その大きなチャンスです。健診を受けて体の状態を把握し、改善するべき点は早期に取り組みましょう。

健診の予約はお済みですか？

健保契約機関の人間ドックを受診する場合は、みなさんはご自身で健診の予定をたてなければなりません。つい後回しにしまい、健診の機会を逃してしまいがちですが、自分では健康なつもりでも生活習慣病が進行していることもありえます。

ご家族の中の誰が病気になっても、他のご家族にかかる負担は大きなものになります。

ネスレ健康保険組合では、既にご案内していますように、疾病予防事業として各種健診（検診）の補助等を行っています。これから人間ドックの受診を考えていらっしゃる方は、予約を8月末までにお済ませください。

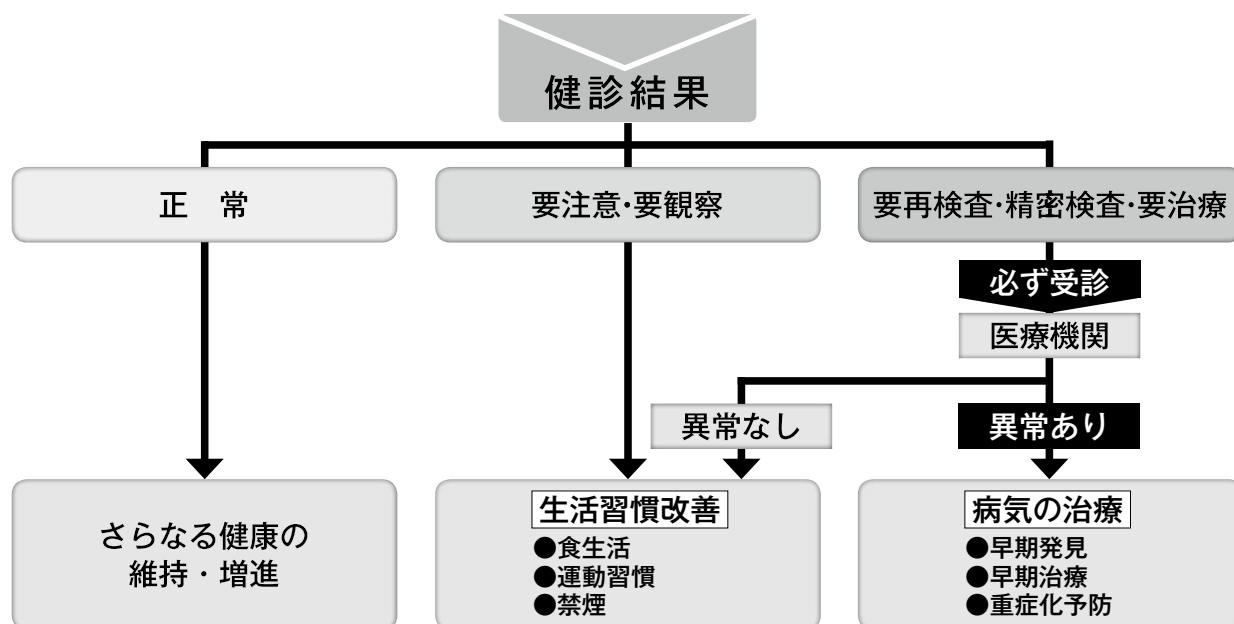
また、奥様向け（35歳以上の被扶養配偶者）には、自己負担のない「配偶者スペシャル健診」のご案内を5月にお送りしています。ぜひお早めに健診の予約をお取りください。



	人間ドック (+婦人科検診・脳ドック検診)	配偶者スペシャル健診	乳がん・子宮頸がん検診
受診 対象者 (希望者)	①4月1日現在年齢が30歳の被保険者 および被扶養配偶者 ②4月1日現在年齢が35歳以上の被保険者 および被扶養配偶者	4月1日現在年齢が35歳以上の 被扶養配偶者	4月1日現在年齢が35歳未満の 被扶養配偶者
受診期間	平成27年4月1日～12月31日	平成27年6月～12月31日	平成27年4月1日～12月31日
健診機関	当健保組合が契約している医療機関(Nest にてご確認ください。また、任継の方はご自 宅に送付する情報にてご確認ください。)	京都工場保健会指定の巡回型健診 または、施設型健診機関(ご自宅に 案内)	最寄りの医療機関に直接予約
費用負担	日帰健診：実費 マイナス 30,000円 一泊健診：実費 マイナス 42,000円	なし	乳がん・子宮がん検診料の 10,000円を限度に実費補助
注記	●申込締切日平成27年8月31日 ●婦人科検診(乳がん/子宮頸がん検診) は、10,000円を限度に補助。超過額を 窓口にてご本人負担。 ●脳ドック検診は、対象年齢35歳以上、 15,000円を限度に実費補助申請書に 領収書を貼付の上、健保組合に請求	●健診科目：特定健診+婦人科 (乳がん・子宮頸がん)+胃部/ 大腸検査+骨粗鬆症 ●ご自宅住所に案内書一式を 5月中にご案内 ●人間ドックとの重複受診は できません	●検診科目:乳がん・子宮頸がん検診 ●申請書に領収書を貼付の上、 健保組合に請求 ●予約は検診である旨を 伝えてください (保険診療は補助の対象外)

健診は結果が届いてからが本番です

- 体の変化は年一度の健診でチェックし、ご自分の健康状態を直視するきっかけしましょう！
- 基準値をチェックし、悪化した項目や「要注意」「要観察」項目は生活習慣を改善し、予防・改善に役立てましょう！
- 再検査・精密検査・要治療の場合は、必ず医療機関で受診し、病気の早期発見・早期治療につなげましょう！



無料健康相談をご利用ください

電話 (0120-382-882) で、インターネット で、携帯 で、ご利用になれます。

ネスレ健康保険組合では、医療・健康に関するどんなことでも24時間体制で無料相談を承っております。もちろん、プライバシーは厳守されます。

カード保険証にもQRがプリントされており、携帯での簡単アクセスが可能になっています。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度が始まります

社会保障、税、災害対策で効率的に情報を管理するために、平成25年5月「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立しました。平成27年10月以降みなさん一人ひとりに個人番号（マイナンバー）を通知するための「通知カード」が配付され、平成28年1月から利用が始まります。

各機関がもつ個人の情報を結びつけるマイナンバー

マイナナンバー制度は、国民一人ひとりに個人番号を割りふることで複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報として結びつけられるようにする制度です。

●マイナンバーの導入で期待される効果

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行える。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減される。情報提供等記録開示システム（マイナポータル）により、自分の情報が使われた記録や、行政からのお知らせを確認できる。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになる。

👉 今後の予定

※変更になる場合があります。

個人番号 ○○○-○○○○
生年月日 ○年○月○日
性別 ○
氏名 ○○ ○○
住所 ○○番○○○ 1-1

平成 27 年 10 月

●マイナンバー通知開始

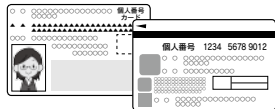
「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）」が記載された「通知カード」が届きます。マイナンバーは生涯にわたって利用する 12 ケタの番号です。カードを紛失したり、番号が漏えいしないよう大切に保管しましょう。必要な手続き等で提示する以外は、番号をむやみに他人に教えないようにしましょう。

平成 28 年 1 月

●マイナンバーの利用開始

児童手当など自治体の給付手続きや、確定申告などの税手続きなどでマイナンバーを使います。

市区町村に申請すると「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真」が掲載された「個人番号カード」が交付されます。



平成 29 年 1 月

●情報提供ネットワークシステム、マイナポータルの運用開始

平成 29 年 7 月頃

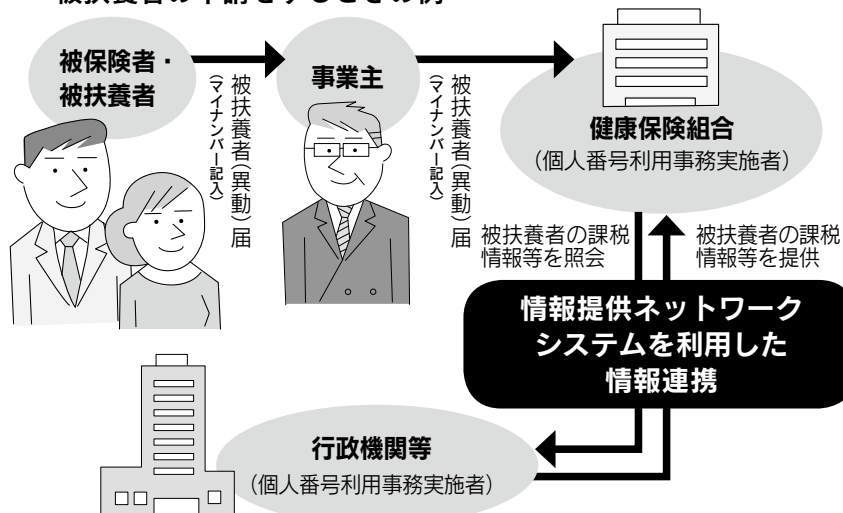
●**健保組合等の情報連携開始**
(保険者間の健診データ連携等、受診時のオンライン資格確認の段階的導入)

👉 マイナンバーを使用する分野

社会 保 障	年金	●年金の資格取得や確認、給付等
	労働	●雇用保険の資格取得や確認、給付等 ●ハローワークの事務等
	福祉医療その他	●健康保険の保険料徴収、被保険者・被扶養者の資格取得、各種手当金の給付に関する手続き等 ●福祉分野の給付、低所得者対策の事務等
税		●国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等
災害対策		●被災者生活再建支援金の支給に関する事務等 ●被災者台帳の作成に関する事務等

※法律や条例で定められた手続きにしか使いません。

👉被扶養者の申請をするときの例



お問い合わせ等があれば、お気軽に下記宛にご連絡ください。

ネスレ健康保険組合 Tel.078-230-7040 Fax.078-230-7167
URL : <http://www.nestlekenpo.jp/>